

答 申 の 概 要 - 諮問第 120 号 (特定の事業者に係る産業廃棄物処分実績報告書) -

件 名	特定の事業者に係る産業廃棄物処分実績報告書の全部開示決定に対する異議申立て(第三者異議申立て)
対象公文書	産業廃棄物処分実績報告書 (平成 13 年度)
非開示理由	-
実施機関	知事 (健康福祉部志太榛原健康福祉センター)
諮問期日	平成 15 年 1 月 6 日
主な論点	処分実績報告書に記載されている取引先の名称等に関する情報は、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当するか。
審査会の結論	静岡県情報公開条例第 15 条第 1 項に規定する第三者から異議申立てがされている特定の事業者に係る産業廃棄物処分実績報告書の全部を開示するとして静岡県知事の決定は、妥当である。
審査会の判断	<p>1 条例第 7 条第 2 号 (個人情報) 該当性 法人の代表者氏名は、特定の個人を識別できる情報で、条例第 7 条第 2 号本文に該当するが、法人登記簿を閲覧することにより容易に把握できる情報であることから、公にすることが予定されている情報であり、同号ただし書アに該当する。</p> <p>2 条例第 7 条第 3 号 (事業活動情報) 該当性 (1) 産業廃棄物処分業者の責務等 ・ 産業廃棄物処分業 (以下「処分業」という。) は現代社会において欠くべからざる事業であるものの、運営態様いかんによっては周辺の生活環境等に悪影響を与える事業であり、産業廃棄物の種類、取引先等の情報は、周辺住民にとって極めて関心が高い情報である。 ・ 廃棄物処理法において、処分業者は処理基準に則って産業廃棄物を処分する義務を有し、これに反した場合、措置命令の対象となる。加えて、処分業者は、廃棄物処理法施行細則第 22 条に規定する処分実績報告書において、取引先等を明らかにすることとなっている。 ・ 一方、排出事業者も委託基準に従って最終処分されたかを確認する義務があり、委託基準に反した処分がなされた場合には措置命令の対象となるなど、排出事業者もまた相応の責任を負っている。 ・ このようなことからすると、一定限度で業務内容を公にすることが処分業者の責務ともいえる。さらに、処分業が周辺環境に悪影響を及ぼすおそれも否定できないものであることからすると、処分業者には、一般の事業者以上に、少なくとも周辺住民に対して当該事業の業務内容を説明する責務があるともいえる。</p> <p>(2) 報告者の名称等に関する情報 法人の名称、所在地等は営業上自らが公表しているのが通例であり、また、許可番号は許可権者から付与されたものであり、これらを公にしても当該法人の権利等を害するものではない。</p> <p>(3) 廃棄物の種類等に関する情報 当該情報により異議申立人の当該年度の具体的な経営状況等が明らかになるとまではいえず、また、処分業の特質及び処分業者が負っている責務からして、当該情報は、これを公にしても異議申立人の権利等を害するとまではいえない。</p> <p>(4) 委託者 (排出事業者・取引先) の名称等に関する情報 ・ 当該情報は、異議申立人の顧客情報であるが、当該情報によりいかなる業種から出された産業廃棄物であるか等の推測が可能となるなど、周辺住民にとって、産業廃棄物の種類に関する情報とあいまって産業廃棄物の内容をより詳細に把握できるものである。 ・ 処分業の特質からして、当該事業においては一定限度で処分業者の業務内容を公にすることが責務ともいえ、また、処分業者には、一般の事業者以上に、少なくとも周辺住民に対して当該事業の業務内容を説明する責務があるともいえる。 ・ 異議申立人は、前回開示された情報を利用して取引先を訪問され損害を受けたことがあり、今回も同様の事態となるおそれがあると主張するが、取引先訪問の直前に異議申立人に対する悪臭防止法に基づく改善勧告が出されていることからすると、前回の公文書開示のみが取引先訪問の直接的な契機であるとまではいえず、また、取引を中止した地方公共団体をはじめ民間企業の中には訪問されてい</p>

ない企業もあることから、公文書開示のみが取引中止の要因であるとまではいえない。

- ・ このようなことからすると、当該情報を公にしても異議申立人の権利等を害するとまではいえない。
- ・ ところで、開示された情報の使用の目的、方法等によっては、開示された情報の適正な使用とはいえない場合もあり得るが、開示請求の目的、請求者の属性等を問うことなく、請求の対象となった情報に着目して開示するか否かを判断するということが条例の趣旨である。
- ・ また、公文書の開示を受けた者は、開示された情報を条例の目的に即して適正に使用しなければならない責務を有していることを深く自覚し、条例の目的に反した不適正な使用は厳に慎まなければならない。とりわけ、行政機関においては、適正な行政指導の範囲内で、条例の目的に即して開示された情報を使用すべきである。

(5) 受託者の名称等に関する情報

本件公文書の受託者欄に記載されている当該情報は、(2)及び(3)の検討の結果開示すべきとした情報の一部と同一の内容であり、これを公にしても異議申立人の権利等を害するとまではいえない。

(6) 実績年度

異議申立人が当該年度に処分業を行ったことは周知のことであり、当該情報を公にしても異議申立人の権利等を害するものではない。

(7) 別紙記載の情報

当該情報により異議申立人の当該年度の具体的な経営状況、処理技術等が明らかになるとまではいえず、また、前述の処分業の特質及び処分業者が負っている責務からして、当該情報は、これを公にしても、異議申立人の権利等を害するとまではいえない。

(8) 取引先（委託者・排出事業者）から見た非開示情報該当性

排出事業者ごとの産業廃棄物の種類、当該排出事業者の名称等の情報は、取引先（委託者）である排出事業者の事業に関する情報でもあるが、当該情報は、取引先（委託者・排出事業者）が、どの程度の量のいかなる種類の産業廃棄物の処分をどの処分業者に委託したかを明らかにするに過ぎないものであることから、これらを公にしても取引先の権利等を害するとまではいえない。